

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める

条例（平成三十一年条例第一号）新旧対照表【第三条関係】

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第八条 認定こども園の職員は、園児に対し、 <u>児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）</u> に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第八条 認定こども園の職員は、園児に対し、 <u>児童福祉法第三十三条の十各号</u> _____に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。